

## ～ 65 歳以上の人へ～ 介護保険認定に基づく障害者控除(税申告)があります

65 歳以上で介護保険の認定を受けている人は、障害者手帳を取得していない場合でも、「障害者控除対象者認定書」により障害者控除の適用を受けることができます。

### ●障害者控除の適用を受けられるのは

課税されている対象者本人、または対象者を扶養している人で課税されている人です。(非課税の人は受けられません)

### ●認定書の交付を受けることができる人(対象者)は

本市に住所をおく 65 歳以上の人で、下表のいずれかに該当する人です。

※すでに障害者手帳(1～6 級)をお持ちの人は、交付を受ける必要はありません。

(平成 22 年 12 月 31 日基準日)

|            | 障害区分                  | 判定基準(市高齢者支援課で確認できます)        |                 |
|------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------|
| 障害者控除対象者   | 身体障害者<br>(3～6 級に準ずる)  | 介護保険認定調査の<br>障害高齢者の日常生活自立度  | B1 または B2       |
|            | 知的障害者<br>(中度に準ずる)     | 介護保険認定調査の<br>認知症高齢者の日常生活自立度 | III a または III b |
| 特別障害者控除対象者 | 身体障害者<br>(1, 2 級に準ずる) | 介護保険認定調査の<br>障害高齢者の日常生活自立度  | C1 または C2       |
|            | 知的障害者<br>(重度に準ずる)     | 介護保険認定調査の<br>認知症高齢者の日常生活自立度 | IV または M        |

### ●手続き

①「障害者控除対象者認定書交付申請書」を高齢者支援課に提出してください。申請書は西合志庁舎高齢者支援課、合志庁舎総合窓口、須屋支所、泉ヶ丘支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

②対象者には後日、「障害者控除対象者認定書」を交付します。  
(即日交付ではありません。早めに申請してください。)

③「障害者控除対象者認定書」を税金の申告時に申告書に添付します。確定申告をすることにより、控除が受けられます。

④平成 22 年分確定申告について発行します。

### ●所得から控除される額

|             | 所得税   | 住民税   |
|-------------|-------|-------|
| 障害者控除対象者控除額 | 27 万円 | 26 万円 |
| 特別障害者対象者控除額 | 40 万円 | 30 万円 |

申請・問い合わせ先 高齢者支援課(西合志庁舎) ☎242-1109

## 税金の滞納処分強化による債権・動産差押 実施中!!

## 平成 22 年度 第 4 回 近隣市町合同公売会 開催

市税の滞納処分の一環として、差し押さえた財産(日用品など)の公売会を近隣市町(菊池市・大津町・菊陽町)と合同で次のとおり開催します。ぜひ、ご来場ください。

●と き 1 月 21 日(金) 正午 開場

●と ころ 大津町生涯学習センター  
(菊池郡大津町大字引水 62)

●公売物件 100 点 日用品、置物など

●公売方法 入札方式

●当日必要なもの

- 印かん(認印可、法人の場合は代表者印)
- 購入代金(入札金額)
- 本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)
- 委任状(代理人が入札する場合)

### ●その他

- 公売物件の引き渡しは、買受代金納付時の現況で行ないます。
- 公売前に滞納税が完納された場合などは、公売中止になることがあります。



公売会場 風景

※公売会のほかに、Yahoo! 官公庁オークションにも出品しています。

問い合わせ先 税務課 収納班(合志庁舎) ☎248-1114

## 平成 23 年度 償却資産の申告をお忘れなく!

### ●償却資産とは?

「償却資産」とは、会社や個人で工場・商店・農業などを営んでいる人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有している構築物・機械・器具・備品などをいい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

「償却資産」をお持ちの事業主の人は、毎年 1 月 1 日現在の所有状況を、償却資産の所在地の市町村長に申告することになっています。

申告は 1 月 31 日(月)まで



| 業種       | 主な償却資産                                                                                         |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各業種共通のもの | パソコン、コピー機、電話機、テレビ、ルームエアコン、応接セット、簡易間仕切り、金庫、各種キャビネット、レジスター、看板、広告塔、ネオンサイン、内装・内部造作など、駐車場・構内の舗装路面など |
| 農・畜産業    | ビニールハウス、水田ハロー、管理機、タバコ収穫機、コンベアー、サイロ、ハーベスター、ミルカー、コーンプランター、消毒装置、牛舎マット、乗用装置のない農耕用機械など              |
| 不動産(賃貸)業 | アスファルト舗装、外構工事、駐輪場、フェンス、外灯、白線工事、車止め、門、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、集合郵便受け、ゴミ置場など               |
| 製造業      | 工場敷地内のアスファルト舗装、外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など                                         |
| 建設業      | ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの大型特殊自動車(小型特殊自動車などの軽自動車税の対象は除く)、旋盤、プレス機、溶接機、切削工具、その他の建設工業設備、足場材など      |
| 卸売・小売業   | 陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、スポットライト工事、自動販売機など                                              |
| 飲食業      | 家具、厨房設備・用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、カラオケ機器など                                                                 |
| 理容・美容業   | 理容・美容器具、椅子、サインポール、洗面設備、消毒殺菌機など                                                                 |
| 医(歯)業    | 医療機器(レントゲン装置、歯科診療ユニット、手術機器、ファイバースコープなど)、ベッド、給食用厨房器具など                                          |

### 以下の資産は申告の対象となりません

- ①耐用年数が 1 年未満の資産
  - ②取得価額が 10 万円未満の資産で、法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの
  - ③取得価額が 20 万円未満の資産で、法人税法などの規定により 3 年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
  - ④無形減価償却資産(鉱業権、営業権、ソフトウェアなど)
  - ⑤自動車税および軽自動車税の課税対象となるもの。「家屋」として固定資産税が課税されているもの
- ※②、③の場合でも、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行なっているものは申告の対象となります。

### 大型特殊自動車・小型特殊自動車の申告について

特殊自動車についても、固定資産税の償却資産または軽自動車として、申告していただく必要があります。詳しくは問い合わせ先までお尋ねください。

☆申告書類は 12 月に送付していますが、申告用紙が届かないなど、必要な人はお送りしますのでご連絡ください。

提出・問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎) 固定資産税担当 ☎248-1114